

○特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	自治財政局財政課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	17 公共施設等の老朽化対策の推進について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>老朽化施設の長寿命化のため行う施設の改修費用や、施設の統廃合等により不要となった施設の撤去に対して、国の財政措置の拡大を求める。</p>		
提案理由	<p>地方においては、苦しい財政状況を踏まえ、今ある公共施設等を長持ちさせるために、計画的に大規模な施設改修・設備の更新を実施している。</p> <p>施設改修における国の財政支援は、「既存の施設に新しい機能を大幅に追加する、構造を変えるような大規模改築・改修工事」が該当になるが、現実には、老朽化した既存設備の更新などにも多額の経費を支出している。</p> <p>また、過去に造られた施設が老朽化して更新が必要となった場合、人口減少等により複数の施設を統廃合するなどして、効率的な管理・運営をすることが求められる。</p> <p>老朽化施設の建替えの場合、既存施設の取り壊し経費について補助対象とされたり、交付税措置のある起債が充当できる場合があるが、除却だけの場合は、今回特例措置で新設される一般単独事業債（交付税措置なし）が活用できるのみである。</p> <p>そこで、国が求める公共施設等の総合的かつ計画的な管理（統合・更新・長寿命化対策等）を推進するための費用について地方財政措置の拡大が必要である。</p>		

<p>現況及び課題等</p>	<p>国において、公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理（統合・更新・長寿命化対策等）を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請するとともに、これに伴う財政措置を講じることとされた。</p> <p>具体的には、総合的かつ計画的な管理のために必要な計画の作成に要する経費について、特別交付税措置がなされるほか、その計画に基づく公共施設等の除却について、地方債（交付税措置なし）の特例措置がなされることとなった。</p>
<p>関係法令</p>	<p>なし</p>